

平成 23 年度 玉野市の給与・定員管理等について

平成 24 年 4 月

玉野市総務部人事課

玉野市職員の給与や定員等の状況について、その概要をお知らせします。

主に、給与の支給実績に関するものは平成 22 年度分、給与制度に関するものは平成 23 年 4 月 1 日現在の状況を記載しています。

なお、他の市町村や都道府県の状況についても同様の情報が公表されており、総務省の公式ウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/j-k_system/index.html) から検索できます。様式や用語の説明も、上記のウェブサイトをご参照ください。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 22 年度末) 人	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考)平成21年度 の人件費率 %
平成 22 年度	65,054	24,009,882	1,257,521	5,695,904	23.7	25.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成 22 年度	545	2,151,621	389,892	764,437	3,305,950	6,066	5,875

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) 特記事項

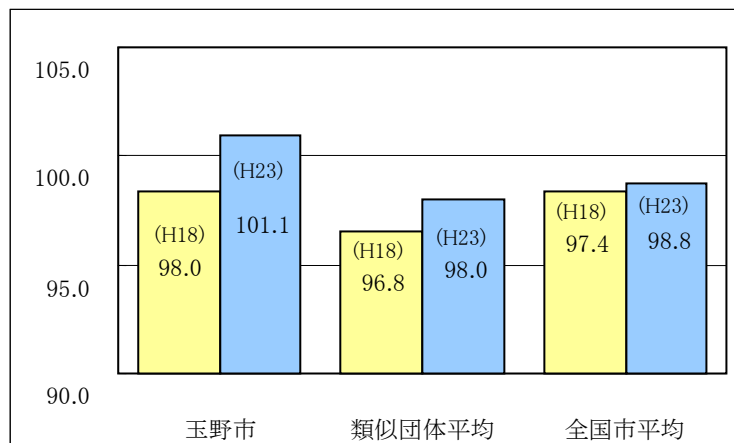
厳しい財政状況の中、事業実施のための財源を確保するため、次のとおり、一時的な給与の減額を行っています。

○特別職職員等の給料、期末手当の減額

市長、副市長、教育長の給料、期末手当の額を次のとおり減額し、平成 22 年度中の合計で、約 543 万円減額しています。

- ・市長 … 20%減額（平成 18 年 1 月から）
- ・副市長 … 10%減額（平成 18 年 10 月から）
- ・教育長 … 10%減額（平成 18 年 4 月から）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600円	171,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号給の給料月額	243,700円	309,200円	359,800円	392,600円	405,100円	424,600円	458,400円

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額 (国ベース) 円
玉野市	41.1	324,600	414,302	369,859
岡山県	42.7	311,130	395,015	340,584
国	42.3	327,205	-	397,723
類似団体	43.3	332,203	408,904	371,300

② 消防職

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額 (国ベース) 円
玉野市	39.7	305,800	380,139	344,494
類似団体	39.9	309,618	386,610	347,944

③ 教育職（小学校・中学校・幼稚園教諭）

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円
玉野市	37.9	286,400	314,202
岡山県	44.5	356,179	391,574
類似団体	40.5	308,140	341,432

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当、特殊勤務手当等の諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く）の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

④ 技能労務職

区分	公務員（正職員のみ）				民間（全職員）			参考 A/B	
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 (A) 円	平均給与月額 (国ベース) 円	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳		平均給与月額 (B) 円
玉野市	49.4	28	321,700	365,516	339,149	—	—	—	—
うち用務員	56.3	5	340,600	350,367	343,180	用務員	53.8	213,600	1.66
うち学校給食員	47.6	3	303,000	318,867	313,133	調理士	42.9	225,000	1.72
うち清掃職員	48.5	10	330,700	412,193	356,306	廃棄物処理業従業員	44.6	294,000	1.57
岡山県	50.8	144	332,306	389,742	355,584	—	—	—	—
国	49.5	3,689	283,862	—	321,662	—	—	—	—
類似団体	49.1	36	294,128	330,133	312,202	—	—	—	—

区分	(参考) 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C) 円	民間 (D) 円	C/D
玉野市	—	—	—
うち用務員	5,653,606	3,008,200	1.88
うち学校給食員	5,025,300	3,119,200	1.92
うち清掃職員	6,406,610	4,085,100	1.72

- (注) 1 民間の数値は、賃金構造基本統計調査において公表されている数値を使用しています（平成 19～21 の 3 か年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」の数値は、それぞれ平均給与月額を 12 倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	玉野市	岡山県	岡山県（削減後）	国	
一般行政職、消防職	大学卒	172,200 円	184,000 円	171,120 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	147,100 円	136,803 円	140,100 円
教育職（小学校・中学校・幼稚園教諭）	大学卒	177,400 円	205,200 円	190,836 円	—
技能労務職	高校卒	155,600 円	147,100 円	136,803 円	—
	中学卒	146,700 円	131,300 円	122,109 円	—

- (注) 1 「屋外」…整備員、自動車運転手等 「屋内」…看護助手、調理員、用務員等
- 2 岡山県は、給料（基本給）を減額しているため、減額後の金額を「岡山県（削減後）」に記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	263,233 円	313,800 円	365,400 円
	高校卒	—	—	312,120 円
教育職（小学校・中学校・幼稚園教諭）	大学卒	—	—	—
技能労務職	中学卒	—	—	—

- (注) 1 大学卒、高校卒及び中学卒の区分は、地方公務員給与実態調査の要領により、職員の給与決定の基礎として用いた学歴免許等の資格に基づいて記載しています。(その結果、玉野市の技能労務職は、実際の学歴にかかわらず、全て中学卒として記載しています。)
- 2 各階層別の職員数が3人以下となる場合は、その階層の前後1年を含んだ職員の平均を記載しています。前後1年を含んでも3人以下となる階層は、近似の平均値が得られないため、記載していません。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長、参与	11 人	4.3%
6 級	課長、参事	45 人	17.7%
5 級	課長補佐、主幹	37 人	14.6%
4 級	係長、主査	90 人	35.4%
3 級	主任、主任技師	16 人	6.3%
2 級	主事、技師	40 人	15.8%
1 級	主事、技師	15 人	5.9%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況（平成23年度）

勤務評定を実施し、昇給へ反映させています。従って、処分を受けた職員、病気休暇等により一定期間以上を休務した職員以外の職員で、勤務成績良好な職員とみなして昇給を行っています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成22年度）

玉野市	岡山県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,310千円(全職員)	—	—
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,323千円(企業職を除く)	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,532千円(企業職を除く)	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.70月分 (1.50月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による

加算措置 ・役職加算 5～15%	加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
---------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

(注) 支給割合の()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務評定を実施していますが、勤労手当へは反映していません。従って、処分を受けた職員、病気休暇等により一定期間以上を休務した職員以外の職員は、一律の支給割合を適用しています。

(2) 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

玉野市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月	30.55 月	勤続 20 年	23.50 月	30.55 月
勤続 25 年	33.50 月	41.34 月	勤続 25 年	33.50 月	41.34 月
勤続 30 年	41.50 月	50.70 月	勤続 30 年	41.50 月	50.70 月
勤続 35 年	47.50 月	59.28 月	勤続 35 年	47.50 月	59.28 月
最高限度額	59.28 月	59.28 月	最高限度額	59.28 月	59.28 月
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1 人当たり平均支給額			1 人当たり平均支給額		
		620 千円			25,194 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 22 度に退職した職員に支給した平均額です。

公営企業（水道，病院）職員を含んでいます。

(3) 地域手当

玉野市では、地域手当を支給していません。

(4) 特殊勤務手当

支給実績（平成 22 年度決算）		18,331 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		62,562 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 22 年度）		48.8 %	
手当の種類（平成 23 年 4 月 1 日現在）		18 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給額
市税事務に従事した職員の手当	税務課の職員（徴収業務を行う職員を除く）	外勤して市税の調査又は検査に従事したとき	日額 200 円
財産差押え等に従事した職員の手当	税務課で徴収業務を行う職員及び土地収用を行う職員	財産の差押え又は差押え物件の引き揚げ等に従事したとき	対象者 1 人当たり 350 円
市税、料金等の滞納整理に従事した職員の手当	業務に従事した職員	2 時間以上外勤して市税、料金等の困難な滞納整理に従事したとき	日額 350 円
社会福祉業務に従事した職員の手当	社会福祉事務所で生活保護の業務に従事する職員	外勤して要保護者の調査、指導業務を行ったとき	日額 300 円
行路病死人の処理業務に従事した職員の手当	業務に従事した職員	検視立会業務、死体処理業務を行ったとき	検視立会業務 1 回 2,500 円 死体処理業務 1 回 3,500 円
養護老人ホームに勤務する職員に対する手当	和楽園に勤務する職員	死体処理業務、汚物処理業務を行ったとき	死体処理業務 1 回 2,500 円 汚物処理業務 1 回 300 円
保育士に対する手当	保育業務に従事する保育士	障害児保育に従事したとき	日額 100 円
保健師に対する手当	訪問指導に従事する保健師	特定感染症患者の訪問指導に従事したとき	日額 300 円
防疫作業等に従事した職員の手当	業務に従事した職員	特定感染症患者の収容又は消毒、検視立会の作業に従事したとき	日額 650 円
清掃、土木、葬祭関係業務に従事した職員の手当	業務に従事した職員	し尿処理作業に従事したとき	日額 1,300 円（半日半額）
		じん芥収集・処理作業に従事したとき	日額 1,100 円（半日半額）
		技能労務職員がじん芥収集車の運転をし、かつ、じん芥収集の業務に従事したとき	日額 1,300 円（半日半額）
		汚泥処理作業に従事したとき	日額 700 円（半日半額）
		装具の飾り付け業務に従事したとき	日額 220 円（半日半額）
		火葬処理作業に従事したとき	1 体につき 1,500 円
		へい死した犬、猫等の死体処理作業に従事したとき	1 回 700 円
用地交渉等手当	行政職給料表が適用される職員	公共の用に供する用地等に関し、現地での用地交渉及び補償の用務に勤務時間外に従事したとき	日額 500 円
非常災害出動手当	業務に従事した職員	災害対策本部が設置され、災害の現地に出動し、業務に従事したとき（深夜加算 50%）	巡回監視 日額 600 円 応急作業等 日額 910 円
調理員に対する手当	玉原給食センター、東児調理場に勤務する調理員	焼き物機、フライヤーの持ち場、コンテナ及び厨芥処理機の洗浄に従事したとき	日額 100 円
消防業務に従事した消防職員の手当	消防職員	交代制勤務を正規の勤務としている職員のうち夜間勤務手当の支給対象外の職員が深夜に	2 時間以内 1 夜 1,000 円
			2 時間超 1 夜 1,500 円

		通信又は受付業務に従事したとき	
		救急救命士が救急業務に従事したとき	1回 610円
		救急救命士以外の職員が救急業務に従事したとき	1回 340円
		消防長が指定する職員で、大型の緊急車の機関取扱業務に従事したとき	1当務 300円 (半当務半額)
		消防長が指定する職員で、大型以外の緊急車の機関取扱業務に従事したとき	1当務 200円 (半当務半額)
		はしご車で1時間以上にわたり高所作業に従事したとき	日額 420円
		現場指揮本部が設置され、職員が災害現場に出動し、作業に従事したとき (深夜加算 50%)	巡回監視 日額 600円 応急作業等 日額 910円
競輪事業に従事した職員の手当	競輪事業局に勤務する職員	競輪開催日に勤務したとき	日額 200円 (半日半額)
年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当	12月29日～1月3日の期間に業務に従事した職員	消防署・出張所の日勤者を除く消防職員	11時間以上 日額 6,000円 7時間30分以上 日額 4,000円 3時間30分以上 日額 2,000円
		じん芥収集・処理業務を行った技能労務職員	日額 6,000円 (半日半額)
		宿日直業務を行った正規職員	日額 4,000円 (半日半額)
		その他の職員	日額 4,000円 (半日半額)
特殊な現場において作業に従事した職員の手当	行政職給料表が適用される職員	地上又は水面上 4メートル以上の足場の不安定な場所で行う工事の監督、調査、検査等の作業に従事したとき	日額 250円
		地表下 2メートル以上の深所で行う工事の監督、調査、検査等の作業に従事したとき	日額 250円
		トンネル坑内で行う工事の監督、調査、検査等の作業に従事したとき	日額 250円
		傾斜度 45度以上の斜面で高低差 10メートル以上の足場の不安定な場所で行う工事の監督、調査、検査等の作業に従事したとき	日額 250円
		焼却炉内で行う調査、検査等の作業に従事したとき	日額 300円
		玉野浄化センター、西清掃センターの処理施設の現場で行う調査、検査等の作業に従事したとき	日額 150円
緊急時等管理職員特別勤務手当	業務に従事した管理職員	非常時及び緊急の用務のため、勤務日の勤務時間外に命令を受けて勤務したとき (深夜加算 50%)	1～4時間 1回 1,000円 4～6時間 1回 2,000円 6～8時間 1回 3,000円 8時間以上 1回 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 22 年度決算)	54,442 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	220 千円
支給実績 (平成 21 年度決算)	47,104 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)	159 千円

(6) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国の制度)	支給実績(H22 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額(H22 年度決算)
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により、扶養親族 1 人につき 6,500~13,000 円	同じ	—	73,794 千円	236,518 円
住居手当	持家、借家などの区分により 6,500~28,500 円(持家の場合：所有・居住・世帯主であること)	異なる	持家は支給なし 借家は 27,000 円/月以内	52,594 千円	141,383 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上の職員に支給(支給単位期間 1 か月) ○交通機関利用者…55,000 円以内 ○交通用具使用者…5,200~13,500 円	異なる	支給単位期間 6 か月以内、交通用具利用者の支給最高限度額 24,500 円	52,393 千円	94,743 円
宿日直手当	1 回 5,200 円 (8 時間未満半額)	異なる	1 回 4,200 円	40 千円	3,092 円
特別調整額(管理職手当)	管理職員(係長級以上)に対し、給料月額 の 8~20%の割合の額	異なる	組織別・官職別で定額	133,302 千円	431,399 円
管理職員特別勤務手当	管理職員(係長級以上)が臨時又は緊急の必要等により週休日・休日に勤務した場合、 1 回 2,000~12,000 円	異なる	対象職員は本府省課長補佐以上。支給額は 1 回 6,000~18,000 円	11,061 千円	155,789 円

6 特別職の報酬等の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	市 長	752,000 円 (940,000 円)	1,027,000 円 / 440,000 円
	副市長	679,500 円 (755,000 円)	849,000 円 / 520,000 円
報 酬	議 長	535,000 円	629,000 円 / 345,900 円
	副議長	475,000 円	575,000 円 / 288,700 円
	議 員	450,000 円	530,000 円 / 274,700 円
期末手当	市長、副市長	平成 22 年度支給割合 4.05 月分	
	議長、副議長、議員	平成 22 年度支給割合 3.35 月分	
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.4	(1 期の手当額) 18,048 千円 (支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.25	9,060 千円 "

(注) 1 給料の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、条例上の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 在任した場合における退職手当の見込み額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

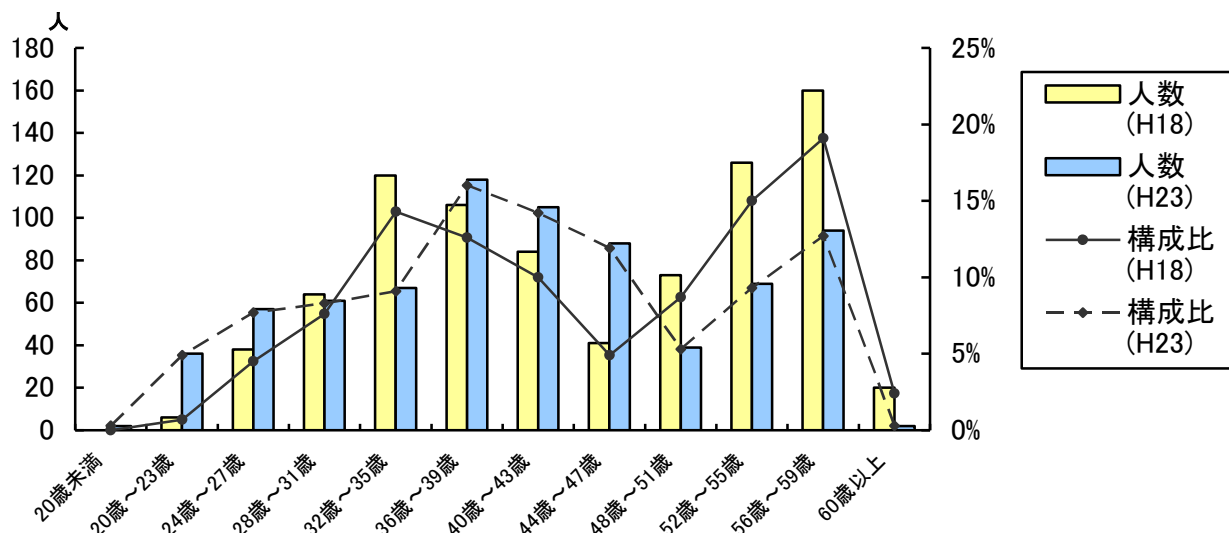
区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 22 年	平成 23 年		
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務	81	76	△ 5	退職に伴う減員
	税務	26	26	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	15	16	1	採用に伴う増員
	商工	7	5	△ 2	異動に伴う減員
	土木	38	37	△ 1	退職に伴う減員
	民生	104	105	1	福祉政策課設置に伴う増員
	衛生	44	42	△ 2	退職に伴う減員
	計	322	314	△ 8	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 48.27 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 51.13 人)
	教育	117	112	△ 5	退職に伴う減員
	消防	119	119	0	
	小計	558	545	△ 13	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 83.78 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 68.20 人)
公営企業等 会計部門	水道	19	20	1	採用に伴う増員
	下水	20	23	3	採用に伴う増員
	病院	125	123	△ 2	退職に伴う減員
	その他	29	27	△ 2	退職及び異動に伴う減員
	小計	193	193	0	
合計	751 [1,062]	738 [1,062]	△ 13	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 113.44 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です(教育長除く)。休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員は含んでいません。

2 合計欄の [] は条例定数です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	2 人	36 人	57 人	61 人	67 人	118 人	105 人	88 人	39 人	69 人	94 人	2 人	738 人



(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 区分	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	367	364	347	328	322	314	△53 (△14.4%)
教育	153	137	131	128	117	112	△41 (△26.8%)
消防	112	115	118	120	119	119	7 (6.3%)
普通会計計	632	616	596	576	558	545	△87 (△13.8%)
公営企業等会計計	206	206	206	204	193	193	△13 (△6.3%)
総合計	838	822	802	780	751	738	△100 (△11.9%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用 に占める職員給与費比率
平成22年度	1,342,593千円	131,786千円	162,411千円	12.0%	15.1%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
平成22年度	21人	74,437千円	10,184千円	25,967千円	110,588千円	5,266千円	6,442千円

- (注) 1 給料には、扶養手当を含んでいます。
 2 職員手当には、退職手当を含んでいません。
 3 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢 歳	基本給 円	平均月収額 円
玉野市	44.1	295,385	438,841
市町村平均	45.6	362,100	535,892

(注) 1 基本給には、扶養手当を含んでいます。

2 平均月収額には、基本給の他、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の手当を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成 22 年度）

玉野市	市町村平均
1人当たり平均支給額(平成 22 年度) 1,236 千円	1人当たり平均支給額(平成 22 年度) 1,510 千円
(平成 22 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.35 月分 (0.65 月分)	
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) 支給割合の()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

玉野市	市町村平均
(支給率) 自己都合 勤続 20 年 23.50 月 勤続 25 年 33.50 月 勤続 30 年 41.50 月 勤続 35 年 47.50 月 最高限度額 59.28 月	
勸奨・定年 30.55 月 41.34 月 50.70 月 59.28 月 59.28 月	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	1人当たり平均支給額 14,980 千円

ウ 地域手当

玉野市では、地域手当を支給していません。

エ 特殊勤務手当

支給実績（平成 22 年度決算）		93 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		13,329 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 22 年度）		36.8%	
手当の種類（平成 23 年 4 月 1 日現在）		8 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給額
検針及び料金等滞納整理手当	検針及び料金徴収業務を行った水道課職員	2 時間以上外勤して困難な検針、滞納整理業務に従事したとき	日額 350 円
停水処分業務手当	停水業務を行った水道課職員	水道料金の滞納による停水処分業務に従事したとき	1 件につき 350 円
工事等業務手当	対象業務を行った水道課の技術職員及び技能労務職員	冬期（11 月～翌年 3 月）の深夜の作業に従事したとき	1 夜 1,300 円
用地交渉等手当	行政職給料表が適用される職員	公共の用に供する用地等に関し、現地での用地交渉及び補償の用務に勤務時間外に従事したとき	日額 500 円
非常災害出動手当	業務に従事した職員	災害対策本部が設置され、災害の現地に出動し、業務に従事したとき（深夜加算 50%）	巡回監視 日額 600 円
			応急作業等 日額 910 円
年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当	12 月 29 日～1 月 3 日の期間に業務に従事した職員	水道課の技能労務職員	日額 7,000 円（半日半額）
		宿日直業務を行った正規職員	日額 4,500 円（半日半額）
		その他の職員	日額 5,000 円（半日半額）
特殊な現場において作業に従事した職員の手当	行政職給料表が適用される職員	地表下 2 メートル以上の深所で行う工事の監督、調査、検査等の作業に従事したとき	日額 250 円
		トンネル坑内で行う工事の監督、調査、検査等の作業に従事したとき	日額 250 円
緊急時等管理職員特別勤務手当	管理職員	非常時及び緊急の用務のため、勤務日の勤務時間外に命令を受けて勤務したとき（深夜加算 50%）	1～4 時間 1 回 1,000 円 4～6 時間 1 回 2,000 円 6～8 時間 1 回 3,000 円 8 時間以上 1 回 4,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 22 年度決算）	773 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）	129 千円
支給実績（平成 21 年度決算）	883 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 21 年度決算）	147 千円

カ その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容（国の制度）	支給実績（H22 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（H22 年度決算）
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により、扶養親族 1 人につき 6,500～13,000 円	同じ	—	2,253 千円	204,773 円
住居手当	持家、借家などの区分により 6,500～28,500 円（持家の場合：所有・居住・世帯主であること）	異なる	持家は支給なし 借家は 27,000 円/月以内	2,290 千円	143,156 円

通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上の職員に支給（支給単位期間 1 か月） ○交通機関利用者…55,000 円以内 ○交通用具使用者…5,200～13,500 円 ○市民病院の深夜勤務を行う看護職員…1,000 円加算	異なる	支給単位期間 6 か月以内 交通用具利用者の支給最高限度額 24,500 円	1,478 千円	82,122 円
宿日直手当	1 回 5,200 円（8 時間未満半額）	異なる	1 回 4,200 円	0 千円	0 円
特別調整額（管理職手当）	管理職員（係長級以上）に対し、給料月額 の 8～20%の割合の額	異なる	組織別・官職別で定額	5,451 千円	419,334 円
管理職員特別勤務手当	管理職員（係長級以上）が臨時又は緊急の必要等により週休日・休日に勤務した場合、1 回 2,000～12,000 円	異なる	対象職員は本府省課長補佐以上、支給額は 1 回 6,000～18,000 円	249 千円	41,500 円

（２）病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H20 年度の総費用 に占める職員給与費比率
平成 22 年度	2,423,017 千円	△184,3087 千円	1,483,256 千円	61.2 %	61.2%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成 22 年度	147 人	549,501	389,823	188,591	1,127,915	7,673	6,802

- (注) 1 給料には、扶養手当を含んでいます。
2 職員手当には、退職手当を含んでいません。
3 職員数は、平成 23 年 3 月 31 日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	平均 年齢 歳	基本給 円	平均月収額 円
玉野市（医師）	50.3	589,115	1,387,637
〃（看護師）	42.4	316,071	494,036
〃（事務職員）	43.5	332,110	525,223
市町村平均（医師）	43.8	570,112	1,376,318
〃（看護師）	37.9	287,568	453,757
〃（事務職員）	43.8	342,657	518,520

- (注) 1 基本給には、扶養手当を含んでいます。
2 平均月収額には、基本給の他、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の手当を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成 22 年度）

玉野市	市町村平均
1人当たり平均支給額(平成 22 年度) 1,283 千円	1人当たり平均支給額(平成 22 年度) 1,345 千円
(平成 22 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)	
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) 支給割合の()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

玉野市	市町村平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続 20 年 23.50 月 30.55 月	
勤続 25 年 33.50 月 41.34 月	
勤続 30 年 41.50 月 50.70 月	
勤続 35 年 47.50 月 59.28 月	
最高限度額 59.28 月 59.28 月	
その他の加算措置	1人当たり平均支給額
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	6,379 千円

ウ 地域手当

玉野市では、地域手当を支給していません。

エ 特殊勤務手当

支給実績（平成 22 年度決算）		76,679 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）		697,084 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 22 年度）		88.7 %	
手当の種類（平成 23 年 4 月 1 日現在）		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給額
非常災害出動手当	業務に従事した職員	災害対策本部が設置され、災害の現地に出動し、業務に従事したとき（深夜加算 50%）	巡回監視 日額 600 円 応急作業等 日額 910 円
玉野市民病院に勤務する職員に対する手当	玉野市民病院に勤務する職員	医師	役職等に応じ、日額 1,700～15,000 円（半日半額）、1 回につき 12,000 円以内
		診療放射線職員、衛生検査職員、理学療法士、視能訓練士及び看護助手	日額 200 円（半日半額）
		看護師及び准看護師	日額 300 円（半日半額）
		前記以外の職員（事業管理局及び事務部職員を除く）	日額 100 円（半日半額）
		看護師、准看護師及び看護助手が特定感染症患者を看護したとき	日額 200 円
		特定感染症患者の汚物の洗濯、病室の清掃等に従事したとき	日額 200 円
		看護師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	4 時間以上 1 回 3,300 円 2～4 時間 1 回 2,900 円 2 時間未満 1 回 2,000 円
		看護助手が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の補助業務に従事したとき	4 時間以上 1 回 2,800 円 2～4 時間 1 回 2,400 円 2 時間未満 1 回 1,500 円
		医師以外の職員が週休日、休日又は勤務時間外に緊急の呼出しに応じるため自宅待機を命ぜられて自宅待機をしたとき	1 回 1,500 円
		年末年始期間中に業務に従事した職員に対する手当	12 月 29 日～1 月 3 日の期間に業務に従事した職員
宿日直業務を行った正規職員	日額 4,000 円（半日半額）		
その他の職員	日額 4,000 円（半日半額）		
緊急時等管理職員特別勤務手当	管理職員	非常時及び緊急の用務のため、勤務日の勤務時間外に命令を受けて勤務したとき（深夜加算 50%）	1～4 時間 1 回 1,000 円 4～6 時間 1 回 2,000 円 6～8 時間 1 回 3,000 円 8 時間以上 1 回 4,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 22 年度決算）	13,770 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）	191 千円
支給実績（平成 21 年度決算）	31,406 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 21 年度決算）	327 千円

カ その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国の制度)	支給実績(H22 年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H22 年度決算)
扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により、扶養親族1人につき6,500～13,000円	同じ	—	10,658千円	226,762円
住居手当	持家、借家などの区分により6,500～28,500円(持家の場合：所有・居住・世帯主であること)	異なる	持家は支給なし 借家は27,000円/月以内	10,404千円	125,354円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給(支給単位期間1か月) ○交通機関利用者…55,000円以内 ○交通用具使用者…5,200～13,500円 ○市民病院の深夜勤務を行う看護職員…1,000円加算	異なる	支給単位期間6か月以内 交通用具利用者の支給最高限度額24,500円	10,474千円	103,702円
宿日直手当	1回5,200円(8時間未満半額)	異なる	1回4,200円	19,856千円	567,329円
特別調整額(管理職手当)	管理職員(係長級以上)に対し、給料月額額の8～20%の割合の額	異なる	組織別・官職別で定額	16,603千円	461,204円
管理職員特別勤務手当	管理職員(係長級以上)が臨時又は緊急の必要等により週休日・休日に勤務した場合、1回2,000～12,000円	異なる	対象職員は本府省課長補佐以上。支給額は1回6,000～18,000円	1,548千円	57,333円